

事 務 連 絡

平成29年4月21日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人事務局
構造改革特別区域法第12条第1項の認定
を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

御中



文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

自転車利用者に対するルール遵守徹底のための
広報キャンペーン等の展開について

このたび、標記について、警察庁から文部科学省に対し別紙のとおり協力依頼がありました。

については、本対策の趣旨を御理解の上、この機会を捉え児童生徒に対する自転車のルール遵守に関する指導を徹底していただくようお願いいたします。

各都道府県教育委員会学校安全主管課におかれては域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対し、各指定都市教育委員会学校安全主管課におかれては所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては所轄の私立学校に対し、附属学校を置く各国立大学法人事務局におかれては所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校に対して、この趣旨を周知徹底されるようお願いいたします。

なお、自転車の安全利用に関しては、これまでも「自転車の運転による交通の危険を防止するための講習制度の周知について」(平成27年6月22日付け事務連絡)、「自転車指導警告票の情報を活用した交通安全教育の推進について」(平成27年8月31日付け27ス学健第35号)を発出しているところであり、各位におかれては、引き続きこれらを踏まえた取組の一層の充実を図っていただくとともに、全ての中・高等学校に配布している「生徒の安全な通学のための教育教材DVD『安全な通学を考える～加害者にもならない～』」(平成24年3月)等の活用による交通安全教育を推進していただくよう重ねてお願いいたします。

【問合せ】

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課交通安全係

tel : 03-5253-4111 (2695)

fax : 03-6734-3794

警察庁丁交企発第81号

平成29年3月31日

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課長 殿

警察庁交通局交通企画課長



自転車利用者に対するルール遵守徹底のための広報キャンペーン等の展開に
ついて（依頼）

警察では、良好な自転車交通秩序の実現に向けた諸対策を推進しているところ、平成28年中の自転車に関係する交通事故の発生件数は90,836件と、前年に比べて7,864件減少し、死者数は509人と、前年に比べて63人減少しております。

しかしながら、自転車乗用中死傷者のうち法令違反が認められる者の割合が依然として6割を超えるなど、いまだ自転車の交通秩序が改善されているとは言い難い状況にあり、なお一層、自転車利用者のルール遵守を図り、自転車の安全利用を促進する必要があります。また、平成24年から平成28年までの自転車事故を分析したところ、学齢で見ると、小学3年生以降多くなり、中学1年生で増加し、高校1年生でさらに増加するほか、発生月・時間帯については、4月から7月と9月から11月、7・8時台が多いなどの結果が得られました。

そこで、「自転車月間」であります5月に合わせ、自転車利用者に対するルール遵守の徹底に重点を置いた広報キャンペーン等の取組を実施することといたしました。

つきましては、本広報キャンペーン等を効果的に実施するため、「自転車月間」における児童・生徒への自転車安全教育の一層の推進等につき、各都道府県教育委員会等関係機関へ周知していただきますようお願いいたします。



原議保存期間	1年(平成29年3月31日まで)
有効期間	二種(平成28年5月31日まで)

警視庁交通部長 殿
各道府県警察(方面)本部長
(参考送付先)
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁交企発第54号
平成28年3月31日
警察庁交通局交通企画課長

自転車利用者に対するルール遵守徹底のための広報キャンペーン等の展開について
各都道府県警察においては、「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進
について」(平成23年10月25日付け警察庁丙交企発第85号、丙交指発第34号、丙規発第25
号、丙運発第34号)により、都道府県ごとの情勢を踏まえて策定した総合計画に基づく
諸対策を推進しているところであるが、昨年中の自転車乗用者が第一又は第二当事者とな
った交通事故の件数は98,700件(前年対比-10,569件、-9.7%)で、11年連続で減
少したものの、自転車乗用中死傷者のうち法令違反が認められる者の割合が依然として
6割を超えるなど、いまだ自転車の交通秩序が改善されているとは言い難い状況にある。

毎年5月に実施される「自転車月間」(自転車月間推進協議会主催、警察庁等後援。
別添資料参照)では、様々な自転車関連のイベントが開催されており、自転車に対する
国民の注目度が高くなる本月間を捉えて自転車の交通ルール周知に向けた取組を集中的
に実施することは、自転車利用者のルール遵守意識の高揚を図る上で極めて有効と考え
られる。

そこで、本月間において、下記のとおり全国一斉の広報キャンペーン等を展開するこ
ととするので、各位にあっては積極的な活動を推進されたい。

記

1 期間

平成28年5月1日(日)から5月31日(火)まで

2 目的

自転車利用者に対する基本的な交通ルールの周知活動や自転車安全教育等を強化
し、良好な自転車交通秩序の実現を図る。

3 重点推進事項

- (1) あらゆる機会と各種広報媒体を活用した交通ルールの周知徹底
- (2) 全ての年齢層に対する自転車安全教育の推進
- (3) 街頭における指導啓発活動の推進

4 留意事項

- (1) 交通ルールの周知に当たっては、「自転車安全利用五則」(「自転車の安全利用の
促進について」(平成19年7月10日付け交通対策本部決定)に添付)等を活用する
こと。また、大手スーパーや各種イベント会場等、多くの自転車利用者が集まる場
所や機会を活用したキャンペーンを実施するなど、効果的な広報啓発について創意
工夫を凝らすとともに、報道機関等への積極的な広報素材の提供に努めるほか、自
転車に関係する交通事故により生じた損害を賠償するための保険等への加入につい
ても、その必要性について理解させるための広報啓発を推進し、普及促進に努める

自転車月間について

○ 自転車月間

「自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律」が昭和56年5月に施行されたことを記念して設定されたもので、(一財)日本自転車普及協会(事務局)、(一財)全日本交通安全協会を始め29の団体で組織する「自転車月間推進協議会」が、毎年5月に自転車に関する様々な行事(内閣府、警察庁、総務省等の関係省庁が後援予定)を実施している。

○ 主催

自転車月間推進協議会

※ 「自転車月間推進協議会」構成団体

- | | |
|-------------------------|------------------------|
| 1 (一財) 省エネルギーセンター | 16 (公財) 日本サイクリング協会 |
| 2 (公財) 日本ユースリーダー協会 | 17 (公財) 日本自転車競技連盟 |
| 3 (公財) 健康・体力づくり事業財団 | 18 (一財) 日本サイクルスポーツセンター |
| 4 (公財) あしたの日本を創る協会 | 19 (一財) 自転車センター |
| 5 (一財) 全日本交通安全協会 | 20 (一社) 自転車協会 |
| 6 (一財) 日本交通安全教育普及協会 | 21 日本自転車軽自動車商協同組合連合会 |
| 7 (公財) 日本自然保護協会 | 22 (一財) 日本車両検査協会 |
| 8 (公財) 日本体育協会 日本スポーツ少年団 | 23 (公財) 日本交通管理技術協会 |
| 9 (公社) 日本PTA全国協議会 | 24 (公財) 自転車駐車場整備センター |
| 10 (一財) 日本ユースホステル協会 | 25 (公社) 日本観光振興協会 |
| 11 (公財) 日本レクリエーション協会 | 26 日本レンタサイクル協議会 |
| 12 (公財) ボーイスカウト日本連盟 | 27 バイコロジーをすすめる会連絡協議会 |
| 13 (公社) ガールスカウト日本連盟 | 28 (公財) 日本障害者スポーツ協会 |
| 14 (一財) 自転車産業振興協会 | 29 (一社) 全日本実業団自転車競技連盟 |
| 15 (一財) 日本自転車普及協会 | |

※ 後援省庁等(予定)

内閣府、警察庁、総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省、消費者庁、東京都

○ 自転車月間事業

- 1 「自転車の日」記念行事<サイクルドリームフェスタ2016>
(5/5、新宿区霞ヶ丘町及び神宮外苑サイクリング道路で開催予定)
自転車交通安全教室(協力:警視庁四谷署)、自転車安全走行シミュレーター
自転車キッズ検定、自転車体験試乗会、自転車メンテナンス講座等
- 2 自転車月間統一キャンペーン
全国のバイコロジー地方組織が自転車の利点をPRするとともに、「自転車利用のルール遵守・マナー向上キャンペーン」を実施(期間中適宜実施)
自転車の安全利用に関するチラシの作成配布、自転車点検整備等
- 3 サイクルロードレース開催
UCI(国際自転車競技連合)公認の国際自転車ロードレース『第19回TOUR OF JAPAN』を国内8か所(堺・京都・美濃・いなべ・南信州・富士山・伊豆・東京)で開催
- 4 自転車月間広報活動
自転車月間に関するPRを行うため、テレビ、雑誌等を活用した広報活動を実施

こと。

- (2) 幼児・児童はもちろんのこと、高齢者や中学生、高校生等にも広く自転車利用時のヘルメットの着用を働きかけるとともに、シートベルトを備えている幼児用座席に幼児を乗車させる場合はシートベルトを着用させるよう指導すること。また、新入学、就職に伴い、新たに自転車で通学、通勤する自転車利用者に対し、大学当局、学生自治会等や、企業の管理者、安全運転管理者等に働きかけ、交通安全教室等の開催に努めるなど、大学等教育機関、企業等における交通安全教育の促進を図ること。
- (3) 自転車運転者の交通違反に対しては、積極的に指導警告を行うとともに、警告に従わず違反行為を継続したり、通行車両や歩行者に具体的危険を生じさせたりする違反や、それ自体が危険を生じさせるおそれの高い違反を行う運転者については、確実な検挙措置を講じること。
- (4) 取組に当たっては、道路管理者、地方公共団体や学校等の関係機関・団体、自転車販売店等の自転車関係事業者、交通ボランティア等との連携を強化するとともに、関係機関・団体等が実施した施策について、表彰や好事例としての紹介を行うなどにより、関係機関・団体等による自主的な活動の一層の促進を図ること。

また、自転車運転者講習制度を適切に運用し、自転車利用者のルールに対する遵守意識の醸成を図ること。